

市民社会スペース NGO アクションネットワーク(NANCiS) 規 約

(名 称)

第1条 本会の名称は「市民社会スペース NGO アクションネットワーク」とし、英語名称は「Japan NGO Action Network for Civic Space」、略称は「NANCiS」とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会の主たる事務所を北海道札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501の特定非営利活動法人さっぽろ自由学校「遊」事務所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、国内外において、市民社会の自由な言論・活動のための社会空間である「市民社会スペース」の自由が保障され、市民社会の自由で創造的かつ積極的な言論・活動が可能となるよう、(1)市民社会スペースの推進とアドボカシー、(2)市民社会スペースに関わる学習・情報交換とNGOの救援、(3)国際協力NGOと他分野の市民社会組織とのコーディネーション、により市民社会スペースの擁護と拡充に取り組むことを通じて、地球規模課題の解決に寄与し、人権が実質化され民主的な社会の構築に貢献することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 市民社会スペースへの理解促進と拡充のための活動。
- (2) 市民社会スペースに関する法制度や政策、社会状況や課題に対する監視、提言、抗議活動。
- (3) NGOの対応力強化のための情報収集、情報共有、学習活動。
- (4) NGOが被害を被った際の対応活動。
- (5) 他分野の市民社会組織との連携活動。
- (6) その他、前条の目的に資する活動。

(構 成)

第5条 本会は以下のものから構成され、構成団体をもって本会の正構成員とする。

- (1) 構成団体・・・本会の趣意、目的、活動に賛同し、本会の活動を中核的に担う意志と能力を有する国際協力分野のネットワークNGO。
- (2) 賛同団体・・・本会の趣意、目的、活動に賛同し、本会の活動に可能な範囲で参加しようとする国際協力その他の分野のNGO・NPO。
- 2 新たに本会の構成団体および賛同団体になろうとするものは、本会が別に定める方法により参加申し込みを行い、参加理由が適切であると世話人会が認めるとき、構成団体および賛同団体となることができる。
- 3 賛同団体のうち、希望する団体は本会への参加を対外的に非公表とすることができる。参加の非公表を希望する団体は、世話人会にその旨を申し出るものとする。

(役 員)

第6条 本会に以下に掲げる役員をおく。

- (1) 世話人・・・各構成団体からそれぞれ1～2名をおき、各構成団体が選出し、世話人会が承認したものをこれに任ずる(以下、構成団体からの世話人という)。また、世話人会は、構成団体からの世話人総数を超えない範囲で、本会の活動に必要な

な知見および経験を有するものを、世話人に選任することができる（以下、有識者である世話人という）。

（２）監事・・・１～２名をおき、世話人会が、その職務に必要な知見および経験を有するもののうちから選任する。

２ 世話人のうち、若干名を共同代表とする。共同代表は世話人の互選により選任する。

（役員の職務）

第７条 共同代表は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

２ 世話人は、本規約ならびに世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

３ 監事は、本会の資産および会計の状況を監査し、世話人会に報告する。

（役員の任期）

第８条 役員の任期は、以下のとおりとする。

（１）構成団体からの世話人の任期は、構成団体からの派遣期間に準ずる。

（２）有識者である世話人、共同代表、監事の任期は、世話人会が定めた期間とする。

（アドバイザー）

第９条 本会はアドバイザーを若干名おくことができる。アドバイザーは、世話人会が、本会の活動に必要な知見および経験を有するもののうちから選任する。

２ アドバイザーは、本会の運営ならびに活動について必要な助言を行う。

３ アドバイザーの任期については、第８条（２）を準用する。

（世話人会）

第１０条 本会の最高機関として世話人会をおく。世話人会は世話人により構成される。監事およびアドバイザーは世話人会に出席し、意見を述べることができる。

２ 世話人会は、以下の事項について議決する。

（１）活動計画および予算の承認

（２）活動報告および決算報告の承認

（３）構成団体からの世話人の承認、有識者である世話人の選任

（４）共同代表の選任

（５）監事の選任

（６）アドバイザーの選任

（７）事務局の設置、事務局長の選任

（８）本規約の承認および改正

（９）解散

（１０）その他、本会の運営に必要な事項

３ 世話人会は、年１回以上開催するものとし、以下の場合に共同代表が招集し、開催する。

（１）先の世話人会で開催の必要が認められ、日時等が定められたとき。

（２）世話人の３分の１以上から目的を示して開催の請求があったとき。

（３）共同代表が必要と認めたとき。

４ 世話人会は、通信および電磁的方法をもって行うことができる。

５ 世話人会は、世話人の過半数の出席（委任状の提出を含む）により成立する。

６ 世話人会の議長は、世話人の互選ないしあらかじめ定めた方法による輪番とする。

７ 世話人会の議決は、出席した世話人の総意によるものとし、総意に至らない場合、出席した

世話人の3分の2の同意により、(1)出席した世話人の3分の2による議決、(2)出席した世話人の過半数による議決、の順に議決を行うことができる。(2)の議決の際、可否同数のときは議長が決する。

- 8 世話人会の議事について、日時、場所、出席者、議事概要、議決結果等を記した議事録を作成しなければならない。

(資産および会計)

第11条 本会の資産は、世話会の指示のもと、指定された世話人および事務局が管理する。

- 2 本会の業務遂行に要する経費は、寄付金、助成金、事業収入、資産から生ずる果実およびその他の収入を持ってこれに充てる。
- 3 本会の活動計画およびこれに伴う予算は、毎会計年度ごとに指定された世話人および事務局において編成し、世話会の承認を受けなければならない。
- 4 活動計画および予算を変更する場合は、世話会の承認を受けなければならない。
- 5 本会の活動報告および決算報告は、毎会計年度ごとに指定された世話人および事務局において作成し、監事による監査を受けたうえで、世話会の承認を受けなければならない。
- 6 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 7 本会は剰余金の分配を行わない。各会計年度の決算で剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(事務局)

第12条 本会の円滑な業務遂行のため、事務局をおくことができる。

- 2 事務局を統括するために、事務局長をおくことができる。
- 3 事務局にスタッフをおくことができる。
- 4 事務局の設置および事務局長の選任は、世話会の議決による。
- 5 スタッフは世話会の議決により、共同代表が委嘱する。
- 6 世話会の議決により、事務局業務を構成団体に委任することができる。

(規約の改正)

第13条 本会の規約は、世話会の議決により改正することができる。

(解散)

第14条 本会の解散は、世話会の議決と構成団体全ての同意による。

(解散時の財産)

第15条 本会が解散したときに残存する財産は、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人をはじめとした公益的な活動を行う団体のうち、世話会で議決したものに譲渡する。

(附 則)

- 1 この規約は、世話会が議決した日から施行する。
- 2 本会の規約制定、施行時の構成団体は以下の団体とする。

北海道 NGO ネットワーク協議会

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター

特定非営利活動法人横浜 NGO ネットワーク

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター

広島 NGO ネットワーク

特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク

特定非営利活動法人沖縄 NGO センター

3 本会の規約制定、施行時の役員は以下のものとする。

(1) 共同代表である世話人

石原達也 八木 巖 高橋良輔

(2) その他の世話人

小泉雅弘 堀内 葵 小俣典之 赤澤直樹 玉城直美

(3) コーディネーター

谷山博史 西井和裕 加藤良太

(4) アドバイザー

今田克司 宇井志緒利 高柳彰夫

(2020年2月11日世話人会議決により制定、施行)

(2025年7月9日世話人会議決により改定、施行)

【市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS) 連絡先】

〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

特定非営利活動法人さっぽろ自由学校「遊」気付

URL: <https://nancis.org> E-mail: info@nancis.org